



株式
会社 **中山製鋼所**

証券コード 5408

第119回定時株主総会招集ご通知添付書類

第**119**期 (平成24年度) **報 告 書**

平成**24**年**4**月**1**日から平成**25**年**3**月**31**日まで

CONTENTS

株主の皆様へ	P. 1
事業報告	P. 1
連結計算書類	P. 15
計算書類	P. 18
連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	P. 21
会計監査人の監査報告書 謄本	P. 22
監査役会の監査報告書 謄本	P. 23
トピックス	P. 25

「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<http://www.nakayama-steel.co.jp/>）に掲載しておりますので、本報告書には記載しておりません。従って、本報告書に含まれる連結計算書類および計算書類は、監査役会または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主の皆様へ

平素は、格別のご厚情を賜り、心から厚くお礼申し上げます。

さて、当社は平成25年3月31日をもって第119期を終了いたしましたので、ここに事業の概況等につきましてご報告申し上げます。

平成25年6月

代表取締役社長 藤井 博務



第119期事業報告 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、昨年末の政権交代により円高の是正や経済対策の効果を背景に景気の回復が期待される状況となりましたが、欧州諸国の債務危機問題に伴う経済減速や歴史的な円高などにより、非常に厳しい状況が続きました。

鉄鋼業界におきましては、東日本大震災の復興需要による建設向け需要は底堅いものの、アジア鉄鋼需給の緩和、製造業の海外生産シフトの影響による製造業向け需要の低調などにより、鋼材市況は低迷いたしました。

このような厳しい経営環境のもと、当社グループにおきましては、早期に収益基盤を構築するために抜本的収益改善計画を鋭意検討し、実行できるものから取り組んでまいりました。

平成25年3月28日、当社は、主力銀行である株式会社三菱東京UFJ銀行殿と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）殿に対して、事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）を提出して再生支援を申し込み、同日、機構殿か

ら再生支援決定の通知を受けました。（本事業再生計画は、25頁トピックスを参照）当社グループは、本事業再生計画に基づき、事業の選択と集中により事業の再生を図ってまいります。

【鉄鋼事業】

グループのコア事業であります鉄鋼事業におきましては、従来からの収益改善策である「鉄源の多様化と規格構成の見直し」、「電気炉材の適用拡大」、「中高級鋼の拡販」、「コスト削減」などに全社をあげて取り組みました。

平成24年7月25日に当社の厚板工場を休止し、厚板の製造を新日鐵住金株式会社殿に委託することにより、下方弾力性のある生産販売体制を構築し、従来どおりの営業体制のもとで販売を継続しております。また、平成24年10月末を目処に進めてまいりました200名規模の人員削減策につきましては、平成25年3月末までに希望退職者募集、定年退職など自然減の不補充および他社への転籍等により、鉄鋼事業を主体に250名を削減いたしました。

売上高は、海外経済の減速に伴い、国内鋼材需要が低調に推移したため、鋼材販売量、鋼材販売価格とも

に前期を下回り、大幅な減収となりました。

損益面におきましては、鋼材販売価格が大幅に下落したものの、鉄源多様化による主原料価格の引き下げ、厚板工場の休止や人員削減による固定費の削減など徹底したコストダウン等により、前期とほぼ同水準の損失となりました。

売上高は前連結会計年度に比べ、251億4千9百万円減収の1,267億7千5百万円となり、経常損益は5億7千万円改善の62億4千4百万円の損失となりました。

[エンジニアリング事業・化学事業ほか]

以下の各事業につきましては、グループの経営効率を高めるため、事業の選択と集中を行ってまいりました。

エンジニアリング事業につきましては、プラント建設事業からの撤退を決定しました。これに伴う受注量の減少に加え、魚礁の受注が減少したことにより、売上高は、20億6千8百万円と前連結会計年度に比べ減収となりましたが、固定費の削減を徹底した結果、経常利益は1億2千6百万円と増益となりました。

化学事業につきましては、平成25年2月28日に当社グループが保有する南海化学株式会社の全株式を南海グローバルケミ株式会社に譲渡いたしました。これに伴い、平成24年12月31日を売却日とみなして同社およびその100%子会社である富士アミドケミカル株式会社を、連結の範囲から除外しております。従いまして、9カ月間を計上した結果、売上高は122億7千8百万円、経常利益は3億5千5百万円となり、前連結会計年度に比べ減収減益となりました。

介護・病院事業につきましては、平成24年12月に売却しました。

アモルフアス事業につきましては、会社分割（新設分割）により、平成25年4月1日に株式会社中山アモルフ

アスを設立し、その後同社が株式会社産業革新機構殿に対して、その出資比率が82%となるように第三者割当増資を行い、株式会社産業革新機構殿が主体となって運営していくことになりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ301億1千2百万円減収の1,416億5千万円となりました。営業損益は4億3千万円改善の45億3千7百万円の損失、経常損益は2億9千3百万円改善の60億4千3百万円の損失となりました。特別損益につきましては、特別損失に、鉄鋼事業用資産などの減損損失525億5千9百万円および棚卸資産評価損36億6千万円を計上しましたことなどにより、当期純損益は451億3千万円減益の567億5千万円の大幅な損失となりました。

当社グループは、当連結会計年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失を計上したこと等により当期純損失567億5千万円を計上した結果、当連結会計年度末において158億6千3百万円の債務超過となっております。また、当社において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しています。

当事業年度の単独決算につきましては、売上高は、前事業年度に比べ281億円減収の857億8千万円となり、営業損益は2千3百万円減益の65億9千5百万円の損失、経常損益は1億6千6百万円減益の85億1千万円の損失となりました。これに特別損失として、前述の減損損失などを計上しました結果、当期純損益は417億8千4百万円減益の546億4千8百万円の大幅な損失となりました。この結果、当事業年度末において406億8千8百万円の債務超過となっております。



以上の厳しい経営状況に鑑み、当期の期末配当につきましては、4期にわたる業績不振により債務超過の状態にありますので、誠に遺憾ではございますが、配当できる状況にありません。

このような業績になりましたことにつきまして、株主の皆様には誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、欧州における債務危機問題や米国の財政問題など、依然として海外景気の下振れリスクが懸念されるものの、新政権による積極的な経済政策や、円高是正による輸出環境の改善や株高の進行等により、景況感も改善しつつあり、内需主導での緩やかな景気回復が期待されています。

国内鉄鋼需要につきましては、消費税増税前の駆け込み需要や復興需要による建設分野は増大が見込まれるものの、製造業における造船向けの減少、海外生産シフト等により自動車・産業機械・電気機械向けも力強い回復には至らず、前年度比微減に止まると予想されています。

このような経営環境のもと、当社グループは、本事業再生計画に基づき、当社の主力事業である鋼材事業（鋼板事業および棒線事業）の収益力改善に向けて、徹底したコスト削減を図り、為替を含む市況の影響に耐えうる事業基盤を構築するとともに、優良な顧客基盤の活用に向けたグループ一体経営の強化および財務体質の改善により、事業の再生を図ってまいります。

当社といたしましては、本事業再生計画に基づき、徹底したコスト削減により収益力を改善させ営業損益を黒字化させるとともに、①機構殿の再生支援のもとで企業価値の毀損を回避しつつ、透明・公正な手続きにより関係金融機関等に金融支援（約602億円の債権放棄）を依頼するとともに、②連結子会社5社（中山三星建材株式会社、中山通商株式会社、三星商事株式会社、三星海運株

式会社、および三泉シヤー株式会社）との株式交換を行い、当社を株式交換完全親会社とし、同5社を当社の株式交換完全子会社として100%子会社化することにより各社が持つ各種機能を一体化させ効率化を図り、③第三者割当増資を実行して、スポンサー6社（新日鐵住金株式会社殿、阪和興業株式会社殿、日鐵商事株式會社殿、エア・ウォーター株式会社殿、大阪瓦斯株式会社殿、および大和PIパートナーズ株式会社殿）から約90億円を出資していただき債務超過を解消することによって、継続企業の前提に関する重要な疑義を抱かせる事象または状況の解消が可能であると考えております。

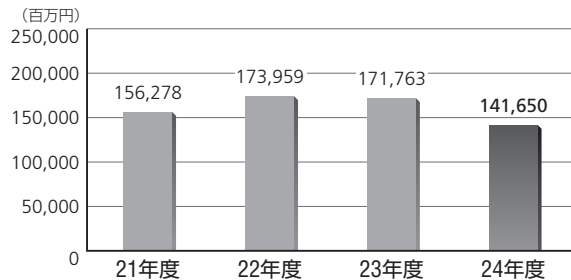
当社グループは、当連結会計年度末において債務超過となっておりますが、債権放棄等および第三者割当増資によって翌連結会計年度中に債務超過を解消する見通しです。ただし、関係金融機関等に対して依頼した債権放棄等の額は当事業年度の末日に債務の総額の10%以上となることから、株式会社東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し当社株式が上場廃止の可能性があります、株価および株式の市場流動性について重大な影響が生じる可能性があります。

しかしながら、当社グループとしては上場維持のため、株式会社東京証券取引所に対して、上場廃止基準に基づく再建計画等の審査に係る申請を行います。これに伴い、同取引所により再建計画が適当と認められ、かつ、債権放棄等の合意がなされ、再建計画を開示した日の翌日から1カ月間の平均時価総額および当該1カ月間の最終日の時価総額のいずれもが10億円以上であったときは、上場が維持されることになります。

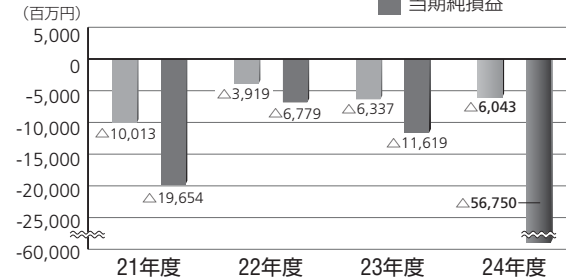
株主の皆様におかれましては、以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも何卒ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連結業績ハイライト（参考）

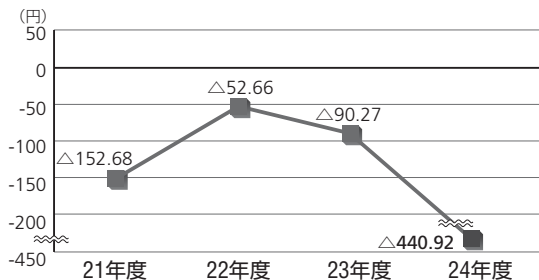
売上高



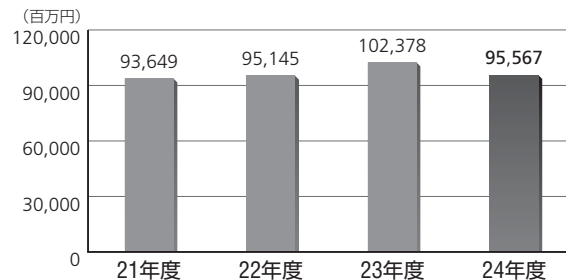
経常損益と当期純損益



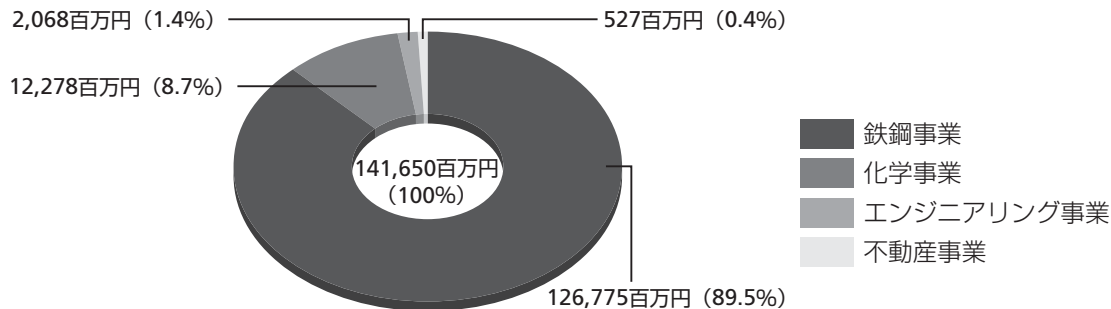
1株当たり当期純損益



有利子負債



セグメント別連結売上高（平成24年度）



(3) 設備投資等の状況

当社および連結子会社が実施した設備投資の総額は35億4千2百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
熱延ミルプロコン
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備
該当事項はありません。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第116期 (平成21年度)	第117期 (平成22年度)	第118期 (平成23年度)	第119期 〔当連結会計年度〕 (平成24年度)
売 上 高(百万円)	156,278	173,959	171,763	141,650
経 常 損 益(百万円)	△ 10,013	△ 3,919	△ 6,337	△ 6,043
当 期 純 損 益(百万円)	△ 19,654	△ 6,779	△ 11,619	△ 56,750
1 株 当 た り 当 期 純 損 益(円)	△ 152.68	△ 52.66	△ 90.27	△ 440.92
総 資 産 (百万円)	228,100	215,322	204,786	109,736
純 資 産 (百万円)	66,042	59,209	49,672	△ 15,863

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3. 第116期につきましては、国内鋼材需要の回復の遅れおよび鋼材販売価格の下落により、売上高は前期に比べて大幅な減収となりました。経常損益も、鋼材販売価格の下落がコスト削減の効果を上回ったため大きな損失となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に構造改革（転炉およびコークス工場の休止、エネルギー供給体制の再構築、人員削減）に伴う事業構造改善引当金繰入額や固定資産減損損失などを計上しましたので大幅な損失となりました。
4. 第117期につきましては、売上高は鋼材販売価格の改善および販売数量の増加により、前期に比べて増収となりました。経常損益は、在庫影響の改善、構造改革による固定費削減等により大幅に改善いたしましたが、資源高騰による主原料価格の上昇により損失となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に鉄鋼事業の構造改革に伴う特別退職金や事業構造改善費用などを計上しましたので損失となりました。
5. 第118期につきましては、売上高は円高を背景とした輸入鋼材の増加影響等により、鋼材販売量が減少し減収となりました。経常損益は、原燃料価格の上昇によるコストアップや在庫影響により減益となりました。また当期純損益につきましても、特別損失に厚板工場や遊休資産などの減損損失を計上しましたので損失となりました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	300 百万円	※ 84.15 %	鉄鋼二、三次製品の製造・販売
中 山 通 商 株 式 会 社	96	※ 50.04	鉄鋼、非鉄金属、機械、原燃料の売買
三 星 商 事 株 式 会 社	46	※ 70.54	鉄鋼製品、建築資材の販売
三 星 海 運 株 式 会 社	56	※ 60.14	陸運・海運業、倉庫業、損害保険代理業
中 山 興 産 株 式 会 社	100	100.00	不動産の売買・仲介・管理、警備保障等
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	60	※ 100.00	鉄鋼二、三次製品の製造・販売

(注) 1. ※は連結子会社保有の株式を含んでおります。

2. 前期に記載しておりました南海化学株式会社につきましては、平成25年2月28日に同社の株式を譲渡しましたことにより連結子会社から除外しております。また、同社の100%子会社である富士アミドケミカル株式会社につきましても、連結子会社から除外しております。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 品 目	
鉄 鋼 事 業	銅 板	熱延銅帯、厚板、中板、縞板、鍍金銅帯
	材 条 銅	線材、バーインコイル、棒銅、軽量C形鋼、パイプ、線材二次製品、高力ボルト
	銅片、副産物等	
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	建設（建築総合工事）、海洋（銅製魚礁・増殖礁）、ロール、バルブ、産業機械	
不 動 産 事 業	不動産の賃貸・売買	

(注) 前期に記載しておりました化学事業につきましては、平成25年2月28日に南海化学株式会社の株式を譲渡しましたことにより連結子会社から除外し、また、同社の100%子会社である富士アミドケミカル株式会社につきましても、連結子会社から除外したため、両社が該当しておりました同事業の記載を削除しております。

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本 社 ・ 船 町 工 場	大阪市大正区船町一丁目1番66号
東 京 営 業 所	東京都中央区日本橋二丁目15番5号 PMO日本橋二丁目 9階

(注) 東京営業所は、平成24年11月1日より、東京都千代田区有楽町一丁目9番4号 蚕糸会館より移転しております。

② 重要な子会社

会 社 名	本 社 所 在 地	主 要 な 営 業 所 お よ び 工 場
中 山 三 星 建 材 株 式 会 社	堺 市 堺 区	苫小牧工場、清水工場、名古屋工場、堺工場、田布施工場（山口県）、丸亀工場、大分工場、都城工場、辰口工場（石川県）
中 山 通 商 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	大阪支店、東京支店、名古屋支店、福岡支店、仙台支店
三 星 商 事 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	札幌営業所、関東営業所、浜松営業所、三重営業所、兵庫営業所、岡山営業所、大分営業所
三 星 海 運 株 式 会 社	大 阪 市 西 区	東京営業所、清水営業所、武豊営業所（愛知県）、大分営業所、宮崎営業所
中 山 興 産 株 式 会 社	大 阪 市 大 正 区	
三 泉 シ ャ ー 株 式 会 社	大 阪 市 浪 速 区	

（注）前期に記載しておりました南海化学株式会社につきましては、平成25年2月28日に同社の株式を譲渡しましたことにより連結子会社から除外しております。また、同社の100%子会社である富士アミドケミカル株式会社につきましても、連結子会社から除外しております。

(9) 従業員の状況

事 業	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	不動産事業	全 社 (共 通)	合 計	前期末比 増 減 数
従業員数（名）	1,025	23	43	44	1,135	419名減

- （注）1. 従業員数は、就業人員数（当社および子会社から当社および子会社以外への出向者を除き、当社および子会社以外から当社および子会社への出向者を含む）であります。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 前期に記載しておりました化学事業につきましては、平成25年2月28日に南海化学株式会社の株式を譲渡しましたことにより連結子会社から除外し、また、同社の100%子会社である富士アミドケミカル株式会社につきましても、連結子会社から除外したため、両社が該当しておりました同事業の記載を削除しております。（前期末の化学事業従業員数119名）
4. 当社で実施しました希望退職者募集による退職（113名減）や当社の介護・病院事業の売却（90名減）などにより、従業員数は大幅に減少しました。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	22,202 百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	13,535
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	9,287
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	9,045
株 式 会 社 福 岡 銀 行	6,354
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,100
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	4,494
株 式 会 社 り そ な 銀 行	3,787

(11) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
(2) 発行済株式の総数 131,383,661株（うち自己株式 2,677,402株）
(3) 株 主 数 12,117名
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	12,875 千株	10.00 %
財 団 法 人 中 山 報 恩 会	10,683	8.30
ゴ ー ル ド マ ン サ ッ ク ス イ ン タ ー ナ シ ョ ナ ル	6,500	5.05
ユ ー ビ ー エ ス エ ー ジ ー ホ ン コ ン	6,000	4.66
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	4,966	3.85
中 山 持 株 共 栄 会	2,850	2.21
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,845	2.21
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	2,089	1.62
尼 崎 製 罐 株 式 会 社	1,992	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,903	1.47

- (注) 1. 当社は自己株式2,677,402株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤 井 博 務	
取 締 役	箱 守 一 昭	営業、アモルファス担当
取 締 役	渡 邊 秀 幸	設備、エンジニアリング事業、環境エネルギー、安全防災担当
取 締 役	吉 村 敏	生産部門、生産技術、工程管理担当
取 締 役	山 本 有 男	総務人事、購買担当
取 締 役	松 岡 雅 啓	経理、システム担当
監 査 役（常 勤）	笹 部 隆 夫	
監 査 役	福 西 惟 次	
監 査 役	榎 本 比呂志	弁護士

- (注) 1. 監査役福西惟次、榎本比呂志の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役の財務および会計に関する相当程度の知見については以下のとおりです。
監査役福西惟次氏は、他社での経理担当役員や財務実務を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当事業年度中の取締役および監査役の異動
退任
取締役若杉昌夫氏は、平成24年6月28日開催の第118回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	7 名	37 百万円	
監 査 役	3	14	うち社外2名5百万円
計	10	52	

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成元年6月29日開催の第95回定時株主総会決議において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第99回定時株主総会決議において月額350万円以内と決議いただいております。
5. 業績低迷の経営責任を明確にするため、平成21年1月より段階的に取締役および監査役の役員報酬の減額を行い、平成24年2月からは最大75%の減額を行っております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係および主要取引先等特定関係事業者との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
社外監査役	福 西 惟 次	該当事項なし	該当事項なし
	榎 本 比 呂 志	該当事項なし	該当事項なし

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	福 西 惟 次	当事業年度開催の取締役会23回のうち23回に出席し、監査役会22回のうち22回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、国内外の会社経営歴任やコンサルタントの見地から、適宜質問、確認等、発言を行っております。
	榎 本 比 呂 志	当事業年度開催の取締役会23回のうち23回に出席し、監査役会22回のうち22回に出席しております。 出席した取締役会および監査役会においては、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) なお、上記のほか会社法第370条および当社定款第28条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回あります。

③ 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款第37条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度としております。

⑤ 当社の親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 53百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 1百万円

合計 54百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は54百万円であります。

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の金額にはその合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第1項に基づく賦課金に係る特例の認定の申請をするために、有限責任 あずさ監査法人が再生エネルギー法施行規則第21条第2項第3号に定める公認会計士等の確認を実施したものであります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社の会計監査人が会社法および公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、監査役会は、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とすることを取締役会に請求し、取締役会はそれを審議いたします。

(5) 会計監査人と締結している責任限定契約

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス体制に係る規程を遵守し、当社の役員および社員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「中山製鋼所役職員行動規範」を周知徹底させるとともに中山製鋼所倫理ホ

ットライン（内部通報制度）と倫理委員会を活用する。

- ・ 法令等遵守の徹底を図るため、コンプライアンス推進部署の活用と教育を行う。
- ・ 内部監査部門は、コンプライアンス推進部署と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。
- ・ 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対してはこれを断固として拒否する。反社会的勢力による不当な要求に対しては、外部専門機関と緊密な連携をして組織的に対応する。
- ・ 財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制」に関する基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則等への適合性を確保のうえ、十分な体制を整備して運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 当社グループを取り巻く様々なリスクに対して、その発生の未然防止および適切な対応を行うことを目的として、「リスクマネジメント基本規程」を制定し、全社的なコンプライアンスおよびリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を協議・承認する組織として、取締役会の下にコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
- ・ 危機および緊急時の事態が発生した場合、またはそのおそれがある場合には、危機管理本部を設置し、当該リスクの適正な把握に努めるとともに、迅速な対応と損害の拡大を防止する体制を整える。
- ・ 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、取締役の業務管掌に基づき、業務の執行を行わせる。その決裁は、社内規程または手続きにより必要な決定を行う。
- ・ 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施する。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の社内規程に従い、円滑な情報交換を図り適切な経営管理を行い、グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、グループ戦略会議などで決定する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ内部監査部門などの社員を監査役を補助すべき使用人として任命する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
任命された使用人に関する人事異動、組織変更等は、監査役会の意見を聞くものとする。
- ⑧ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、経営の状況、事業の遂行状況、財務の状況、重要な会議などで決議された事項、当社に著しい損害を及ぼす事実、内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、内部通報制度の状況について随時監査役に報告する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会は代表取締役社長と意見交換会を開催するとともに、必要に応じて業務執行取締役と面談をする。

7. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合に、これを受け入れるか否かについては、株主の皆様によって最終的に決定・判断されるべき事項であると認識しております。

また、当社は、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上するためには、大規模買付者が意図する経営方針や事業計画の内容、株主の皆様や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、事前の十分な情報開示がなされることが必要であると考えます。また、大規模買付者に対して質問や買収条件等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保するため、相応の検討時間・交渉機会等も確保されている必要があると考えます。

そこで、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため必要かつ相当な手段をとることができるよう、必要なルールおよび手続きを定めることとします。

(2) 基本方針の実現のための取り組みの概要

〔当社株式の大規模な買付行為に関する適正ルール（買収防衛策）の導入〕

当社は、平成20年6月27日開催の第114回定時株主総会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の大規模な買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の大規模な買付行為（以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する適正ルール（以下、「本プラン」といいます。）の導入を決議し、平成23年6月29日開催の第117回定時株主総会において内容を一部修正したうえで本プランの継続の件を付議しました結果、株主の皆様のご承認をいただきました。

① 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に対し、以下に定めるルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）の遵守、具体的には①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始することを求めるもので、以下の手続きを定めております。

a. 大規模買付者による当社への「意向表明書」の提出

b. 必要情報の提供

c. 検討期間（「取締役会評価期間」）の確保

60営業日：対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合

90営業日：その他の大規模買付行為の場合

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じてファイナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士等の社外の専門家の助言を受け、また独立委員会の意見を聴取しながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

② 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付ルールが遵守されない場合には、当社取締役会は、当社および当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。大規模買付ルールが遵守されている場合には、当社取締役会は仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として具体的対抗措置を発動しません。

③ 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成26年6月開催予定の当社定時株主総会終了の時点まで（3年間）とします。また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議により廃止されるものとしています。

(3) 上記取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

本プランは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本プランを設定することは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	69,106	流 動 負 債	89,906
現 金 及 び 預 金	22,045	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	14,218
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	27,639	短 期 借 入 金	69,873
商 品 及 び 製 品	9,369	未 払 金	1,869
仕 掛 品	2,146	未 払 費 用	1,595
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	6,046	未 払 法 人 税 等 金	1,044
繰 延 税 金 資 産	273	賞 与 引 当 金	337
そ の 他	1,820	そ の 他	968
貸 倒 引 当 金	△ 236	固 定 負 債	35,693
固 定 資 産	40,629	長 期 借 入 金	25,694
有 形 固 定 資 産	35,360	繰 延 税 金 負 債	3,393
建 物 及 び 構 築 物	4,342	再評価に係る繰延税金負債	1,890
機 械 及 び 装 置	5,575	退 職 給 付 引 当 金	1,969
車 両 及 び 運 搬 具	32	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2
工 具 器 具 及 び 備 品	224	環 境 対 策 引 当 金	175
土 地	24,810	特 別 修 繕 引 当 金	13
リ ー ス 資 産	177	負 の の れ ん 他	1,487
建 設 仮 勘 定	198	そ の 他	1,067
無 形 固 定 資 産	224	負 債 合 計	125,599
ソ フ ト ウ ェ ア	70	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	153	株 主 資 本	△ 31,446
投 資 そ の 他 の 資 産	5,045	資 本 金	15,538
投 資 有 価 証 券	2,975	資 本 剰 余 金	10,338
長 期 貸 付 金	40	利 益 剰 余 金	△ 56,725
差 入 保 証 金	1,461	自 己 株 式	△ 598
繰 延 税 金 資 産	1	その他の包括利益累計額	4,073
そ の 他	660	その他有価証券評価差額金	709
貸 倒 引 当 金	△ 93	土 地 再 評 価 差 額 金	3,364
資 産 合 計	109,736	少 数 株 主 持 分	11,509
		純 資 産 合 計	△ 15,863
		負 債 純 資 産 合 計	109,736

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(平成24年 4 月 1 日から)
(平成25年 3 月31日まで)

科 目		金	額
高価 利益 費失	上 原 利 管 理 費 失		141,650
	上 総 一 般 損 益 費 失		133,010
金 額 料 益 他	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	115	8,640
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	292	13,177
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	226	4,537
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	27	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	286	948
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	1,517	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	265	2,454
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	671	6,043
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	2,075	2,532
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	350	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	107	
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	52,559	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	3,660	
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	1,575	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	375	
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	347	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	335	
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	284	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	269	
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	249	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	86	59,742
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他		63,253
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	1,279	△ 6,955
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他	△ 8,235	
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他		56,298
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他		452
利 息 料 他 失	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他		56,750
	業 外 収 益 及 び 配 当 金 額 料 益 他		

16

連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,538	10,338	△ 14,366	△ 598	10,912
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 損 失			△ 56,750		△ 56,750
自 己 株 式 の 取 得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩し			14,392		14,392
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	△ 42,358	△ 0	△ 42,358
当 期 末 残 高	15,538	10,338	△ 56,725	△ 598	△ 31,446

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,001	△ 255	17,756	18,502	20,258	49,672
連結会計年度中の変動額						
当 期 純 損 失						△ 56,750
自 己 株 式 の 取 得						△ 0
土地再評価差額金の取崩し						14,392
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△ 291	255	△ 14,392	△ 14,428	△ 8,748	△ 23,177
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△ 291	255	△ 14,392	△ 14,428	△ 8,748	△ 65,536
当 期 末 残 高	709	—	3,364	4,073	11,509	△ 15,863

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成25年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	46,944	流 動 負 債	80,275
現 金 及 び 預 金	12,859	支 払 手 形	296
受 取 手 形	173	買 掛 金	7,698
売 掛 金	20,763	短 期 借 入 金	26,926
製 品	2,716	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,050
半 製 品	2,036	1年以内返済予定の長期借入金	39,136
副 産 物	39	未 払 金	1,383
仕 掛 材	2,147	未 払 費 用	1,436
原 材 料	4,795	未 払 法 人 税 等	37
貯 蔵 品	4	未 賞 与 引 当 金	3
前 渡 金	1,115	設 備 支 払 手 形	38
前 払 費 用	94	設 備 未 払 金	727
そ の 他 金	199	そ の 他	542
貸 倒 引 当 金	△ 1	固 定 負 債	28,340
固 定 資 産	20,983	長 期 借 入 金	24,474
有 形 固 定 資 産	16,390	繰 延 税 金 負 債	361
建 物	1,883	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,755
構 築 物	547	退 職 給 付 引 当 金	1,008
機 械 及 び 装 置	3,709	環 境 対 策 引 当 金	175
車 両 及 び 運 搬 具	1	資 産 除 去 債 務	426
工 具 器 具 及 び 備 品	56	そ の 他	139
土 地	9,977	負 債 合 計	108,616
リ ー ス 資 産	17	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	196	株 主 資 本	△ 44,426
無 形 固 定 資 産	110	資 本 金	15,538
ソ フ ト ウ ェ ア	3	資 本 剰 余 金	9,607
そ の 他	106	資 本 準 備 金	5,853
投 資 そ の 他 の 資 産	4,482	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,754
投 資 有 価 証 券	1,467	利 益 剰 余 金	△ 68,974
関 係 会 社 株 式	1,388	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 68,974
差 入 保 証 金	1,257	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 68,974
そ の 他	372	自 己 株 式	△ 598
貸 倒 引 当 金	△ 4	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,738
資 産 合 計	67,928	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	616
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,121
		純 資 産 合 計	△ 40,688
		負 債 純 資 産 合 計	67,928

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(平成24年 4 月 1 日から)
(平成25年 3 月31日まで)

科 目				金	額
売上高	売上	原価	高価		85,780
	売上	原価	高価		86,050
	売上	原価	高価		270
	売上	原価	高価		6,325
	売上	原価	高価		6,595
	売上	原価	高価		95
	売上	原価	高価		46
	売上	原価	高価		67
	売上	原価	高価		209
	売上	原価	高価		1,401
営業費	営業費	営業費	営業費		265
	営業費	営業費	営業費		457
	営業費	営業費	営業費		2,124
	営業費	営業費	営業費		8,510
	営業費	営業費	営業費		2,366
	営業費	営業費	営業費		348
	営業費	営業費	営業費		102
	営業費	営業費	営業費		2,817
	営業費	営業費	営業費		52,008
	営業費	営業費	営業費		3,660
経常損	経常損	経常損	経常損		375
	経常損	経常損	経常損		331
	経常損	経常損	経常損		284
	経常損	経常損	経常損		269
	経常損	経常損	経常損		222
	経常損	経常損	経常損		93
	経常損	経常損	経常損		57,245
	経常損	経常損	経常損		62,938
	経常損	経常損	経常損		8
	経常損	経常損	経常損		△ 8,298
特別損	特別損	特別損	特別損		△ 8,289
	特別損	特別損	特別損		54,648

19

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合 計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	15,538	5,853	3,754	9,607	△ 28,702	△ 598	△ 4,154
事 業 年 度 中 の 変 動 額							
当 期 純 損 失					△ 54,648		△ 54,648
自 己 株 式 の 取 得						△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩し					14,376		14,376
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△ 40,271	△ 0	△ 40,271
当 期 末 残 高	15,538	5,853	3,754	9,607	△ 68,974	△ 598	△ 44,426

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	943	△ 255	17,498	18,186	14,031
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 損 失					△ 54,648
自 己 株 式 の 取 得					△ 0
土地再評価差額金の取崩し					14,376
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△ 326	255	△ 14,376	△ 14,448	△ 14,448
事業年度中の変動額合計	△ 326	255	△ 14,376	△ 14,448	△ 54,720
当 期 末 残 高	616	—	3,121	3,738	△ 40,688

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月14日

株式会社 中山製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 安 弘 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 浅 野 豊 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中山製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失52,559百万円を計上したこと等により当期純損失を56,750百万円計上した結果、当連結会計年度末において15,863百万円の債務超過の状態となっている。また、株式会社中山製鋼所において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月14日

株式会社 中 山 製 鋼 所
取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 和 田 安 弘 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中 畑 孝 英 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 浅 野 豊 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中山製鋼所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第119期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において4期連続で営業損失を計上したほか、減損損失52,008百万円を計上したこと等により当期純損失を54,648百万円計上した結果、当事業年度末において40,688百万円の債務超過の状態となっている。また、会社において関係金融機関等から借入金元本の返済猶予を受けている状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第119期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社・船町工場及び東京営業所の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役や内部監査部門及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容に検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認められ、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月20日

株式会社中山製鋼所 監査役会

常勤監査役 笹部 隆夫 ㊞

社外監査役 福西 惟次 ㊞

社外監査役 榎本 比呂志 ㊞

以上

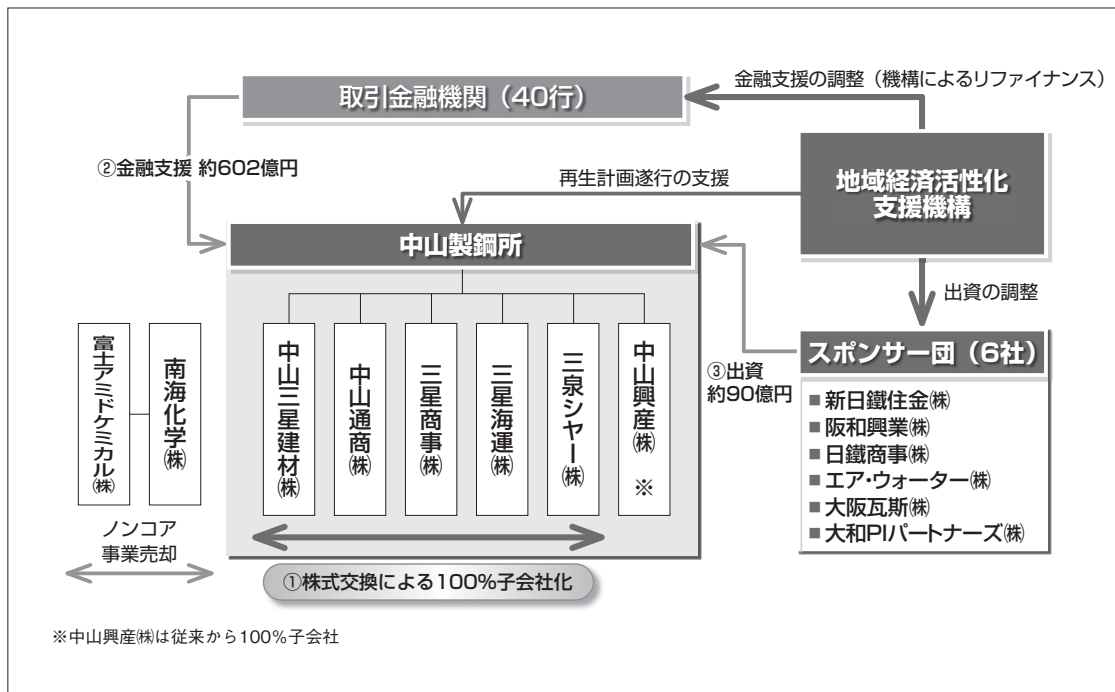
トピックス

株式会社地域経済活性化支援機構殿による再生支援決定

本年3月28日、当社は株式会社三菱東京UFJ銀行殿と連名にて、株式会社地域経済活性化支援機構（以下、「機構」といいます。）殿に対し事業再生計画を提出・支援申込みを行い、同日、機構殿による再生支援が決定いたしました。

事業再生計画の概要

- ① 当社は連結子会社5社を株式交換により100%子会社化し、分散している経営資源の統合を行い、経営の一体化を図ります。
- ② 当社は取引金融機関に対して約602億円の金融支援を依頼し、有利子負債を908億円から306億円程度まで削減いたします。
- ③ 当社はスポンサー団（6社）を引受先とする約90億円規模の第三者割当増資を実施いたします。



事業再生計画の基本方針

- ① 業界トップクラスのロー・コスト経営体制の確立
 - ・工場閉鎖などで生産規模を2割削減し、供給過剰となっている製品の製造から撤退
 - ・コスト構造の再構築（不採算商品の絞込み、不採算事業からの撤退、安価な材料への切り替え、工場運営の効率化、人員削減等の実施）
- ② グループ体経営の強化による総合力の発揮
 - ・当社の生産における技術力と、子会社の競争優位性のある営業力を一体化し、グループの総合力を発揮していくために、連結子会社を100%子会社化
- ③ 健全な財務体質への改善
 - ・金融機関からの単体債務908億円のうち、約602億円の金融支援を受けることで有利子負債を306億円まで削減
 - ・スポンサー団より約90億円規模の出資を受けることにより、財務基盤および信用力を強化
- ④ ガバナンス体制の刷新
 - ・取締役人数を6名から3名へスリム化

スケジュール

平成25年 6月18日	第119回定時株主総会 ・連結子会社5社との株式交換の承認 ・発行可能株式総数の増加に係る定款一部変更の承認 ・第三者割当増資の承認
6月20日	債権放棄の合意（予定） 機構殿による債権買取決定（予定）
7月9日	株式交換の効力発生（予定）
8月7日	第三者割当増資の最終条件の決定（予定）
8月27日	債権放棄の実行（予定） 機構殿による債権買取等の実行（予定） 第三者割当増資に係る払込みの完了（予定）

※本事業再生計画の実現のためには、第119回定時株主総会の議案が承認可決されることが必要となります。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
期末配当金受領 株主確定日	毎年3月31日
中間配当金受領 株主確定日	毎年9月30日
定時株主総会	毎年6月
単元株式数	1,000株
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座 管理機関	
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 電話 0120-094-777 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 市場第一部
公告の方法	電子公告 http://www.nakayama-steel.co.jp/ ただし、電子公告によることができない 事故その他のやむを得ない事由が生じた ときは、日本経済新聞に掲載して行う。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取・買増請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問い合わせください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にでもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

単元未満株式をご所有の株主様へ 単元未満株式(1～999株)の買取・買増制度のご案内

当社では、市場でお取引できない単元未満株式(1～999株)の買取制度および買増制度を採用しております。手数料は無料ですので、ぜひご活用ください。

※買取制度：ご所有の単元未満株式(1～999株)を当社が買い取らせていただく制度です。

買増制度：単元未満株式をご所有の場合に、あわせて1,000株にするに必要な株式を当社から市場価格で買い増しすることができる制度です。

特別口座で株式をご所有の株主様へ

2009年1月5日から実施された株券の電子化に際して、株式会社証券保管振替機構（株券を証券会社を通じて「ほふり」に預託）をご利用されなかった当社株式につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された「特別口座」にその内容が記録されました。

特別口座においては、単元未満株式の買取をご利用の場合を除き、株式を売買することができませんので、特別口座で株式をご所有の株主様におかれましては、ご所有の当社株式を証券会社のお取引口座へお振替えされることをおすすめいたします。

【お問い合わせ先】

＜証券会社等の口座に株式をご所有の株主様＞
口座を開設されている証券会社等

＜特別口座で株式をご所有の株主様＞
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部



**NAKAYAMA
STEEL WORKS, LTD.**

<http://www.nakayama-steel.co.jp/>



この冊子は環境に配慮した植物油インキを使用しています。